

てん補期間 25か月

しんきんグッドサポート

いつも、いつでも、どんなときも。
暮らしを支えるグッドサポート。

「しんきんグッドサポート」は、

住宅ローンをご利用される

お客さまに、

安心をお届けする保険です。

病気やケガで働けなくなった期間の

返済をサポート。

住宅ローンをお申し込みいただく際に

ご利用ください。



原田夏希



Face to Face

住宅ローン期間中のローン返済を支援する保険のお申し込みは当金庫へ。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

2008年4月改定

「しんきんグッドサポート」は、債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険の愛称です。

住宅ローンをご利用になるお客さまへ もしもの時の家族の安心のために…。明日の安心のために…。 しんきんグッドサポートがローン返済をサポートいたします。

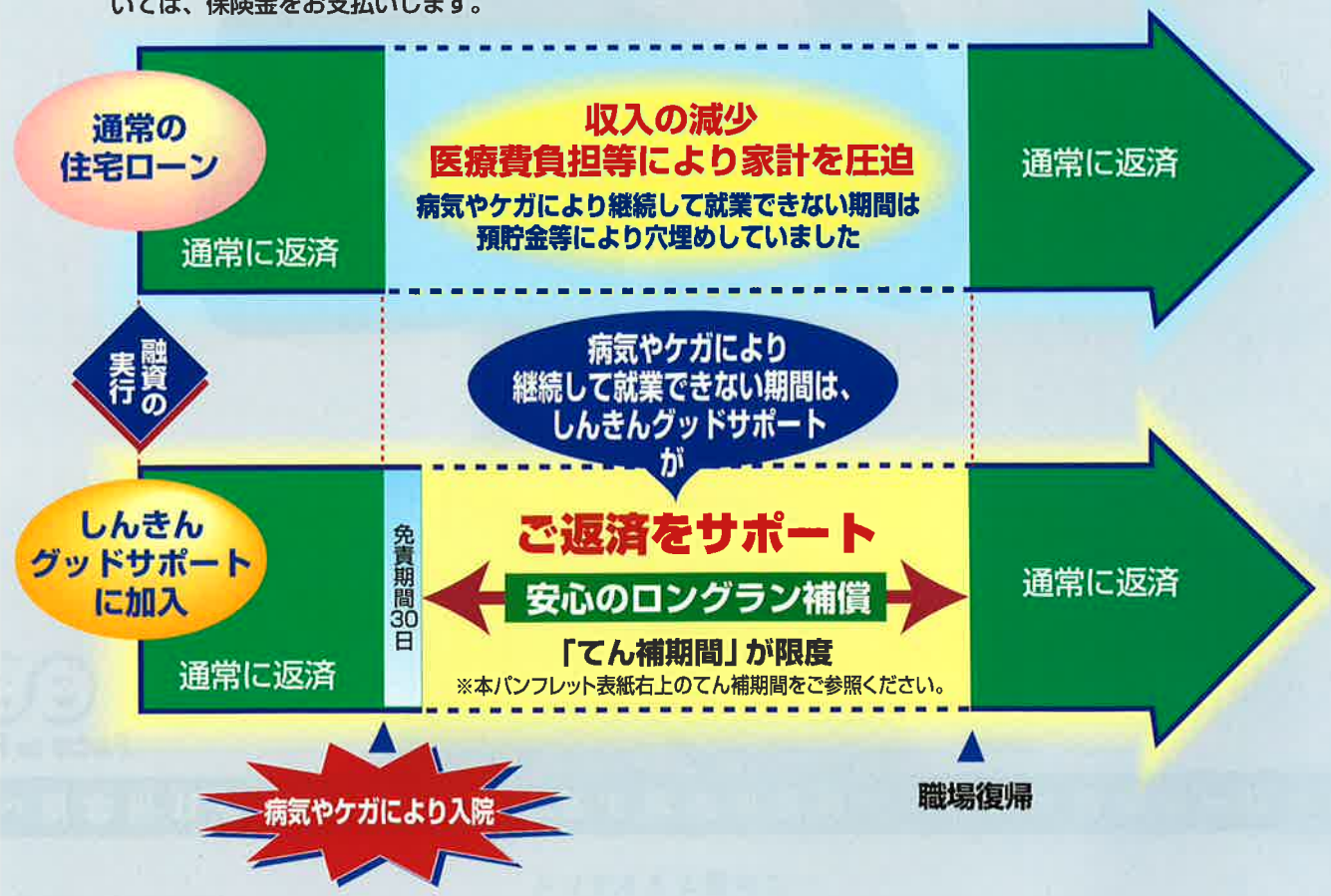


しんきんグッドサポートの特長…

- 30日をこえる病気やケガによる入院等※の場合に、保険金をお支払いします。
※入院されていない場合についても、病気・ケガの性質、現在の症状等から就業障害と判断される期間については、保険金をお支払いします。
- (社)全国信用金庫協会が保険契約者となる団体契約ですので、団体割引を適用した割安な保険料でご加入いただけます。
- 1回の入院に対して、てん補期間を限度に保険金をお支払いします。
- お支払いする保険金により、ローンの返済をサポートします。
※保険金額(保険金月額)は、入院期間1か月あたり、年間返済予定額(ボーナス返済分を含みます)÷12の額となります。
※保険金額(保険金月額)は、就業障害開始前12か月の平均月間所得額または50万円のいずれか低い額が限度となります。
- 保険金お支払いの対象期間中に保険料の払込日が到来した場合は、保険料の払込が免除されます。
- 天災危険担保特約付きですので、地震・噴火・津波などの天災事故の場合のケガによる就業障害も補償します。

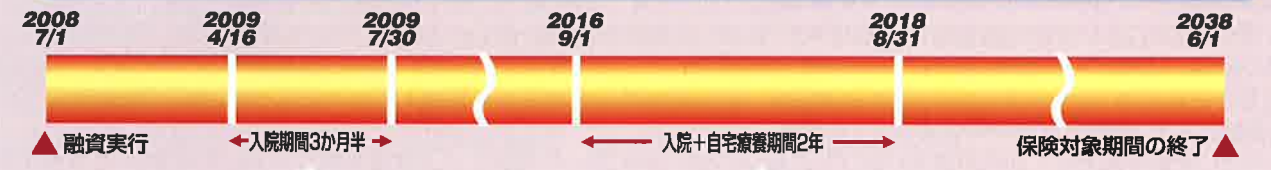
「しんきんグッドサポート」のイメージ

30日をこえる病気やケガによる入院等の場合に、てん補期間を限度として保険金をお支払いします。
※入院されていない場合についても、病気・ケガの性質、現在の症状等から就業障害と判断される期間については、保険金をお支払いします。



保険金のお支払い例

■ご契約の条件		保険金月額 (保険金月額)	保険金額 = 年間返済予定額 ÷ 12 = 1,200,000円 ÷ 12 = 100,000円		
ローン返済期間30年					
毎月返済額	60,000円 × 12か月 =			720,000円	
ボーナス返済額	240,000円 × 年2回 = (ボーナス返済月は6月と12月)			480,000円	
年間返済予定額			= 1,200,000円		



骨折により2009年4月16日～7月30日の3か月半入院

① 2009年4月16日～5月15日(30日) 免責期間のため0円
② 2009年5月16日～7月30日(2か月と15日) 保険金月額×2.5か月分=100,000円×2.5か月分

お支払い保険金合計額 250,000円

くも膜下出血により2016年9月1日～2017年8月31日の1年間入院
2017年9月1日～2018年8月31日の1年間医師の指示により自宅療養

① 2016年9月1日～9月30日(30日) 免責期間のため0円
② 2016年10月1日～2018年8月31日(1年11か月) 保険金月額×23か月分=100,000円×23か月分

お支払い保険金合計額 2,300,000円

「しんきんグッドサポート」の補償内容

- 保険対象期間: 融資実行日または加入承諾日のいずれか遅い日からローン完済月の初日まで(ただし、脱退・失効事由に該当した場合は、当該脱退・失効事由の保険責任の終了日まで)
※脱退・失効事由は「契約概要のご説明」の「3. 脱退・失効となる場合(脱退事由・失効事由)」を参照してください。
- てん補期間: 1回の事故につき、本パンフレット表紙右上の「てん補期間」を限度
- 免責期間: 30日
- 保険金額: 保険金額 = 「年間返済予定額(ボーナス返済分を含みます) ÷ 12」の額
※保険金額(保険金月額)は、就業障害開始前12か月の平均月間所得額または50万円のいずれか低い額が限度となります。

「しんきんグッドサポート」の保険料のお支払い

- 加入時: 加入時においては、加入時から最初に到来する10月1日までの期間に対応する保険料を、窓口振込によりお支払いいただきます。
- 2回目以降: 2回目以降の保険料(1年間分の保険料)は、毎年12月26日に、ローン返済口座よりお引き落としさせていただきます。
- ※ローン返済額を変更された場合は、保険料も自動的に変更させていただきますのであらかじめご了承ください。
※保険料率につきましては毎年見直しを行いますので、ローン返済額に変更がない場合であってもお支払いいただく保険料が変更されることがあります。あらかじめご了承ください。

「しんきんグッドサポート」のご加入について

- ご加入の審査について:
 - 告知事項1～4において、いずれも「なし」と記入された方 → 書類に不備がなければそのままご加入いただけます。
 - 告知事項1～4において、いずれか「あり」と記入された方 → 加入可否について後ほどご連絡いたします。(内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。)
- ※告知に際し、事実を記入されなかったり、事実と相違する内容を記入されたと、ご契約が解除になったり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ※共栄火災または代理店は告知受領権を有しています。

* 「しんきんグッドサポート」は、債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険の愛称です。

●債務返済支援保険のお申し込みの際に、特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しております。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容を確認くださいますようお願いいたします。本書面は、債務返済支援保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しい内容・ご不明な点につきましては、代理店、共栄火災、またはコールセンターまでお問い合わせください。

1. 債務返済支援保険の仕組み

(1) 債務返済支援保険の仕組み

債務返済支援保険は、保険の対象となる方(以下「被保険者」といいます。)が病気やケガにより働けなくなった場合に保険金をお支払いする保険です。

(※) (社)全国信用金庫協会を保険契約者、信用金庫の各種ローンをご利用になる方を被保険者、引受保険会社を共栄火災海上保険株式会社(幹事)および株式会社損害保険ジャパン(非幹事)とし、債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険(普通保険約款、債務返済支援特約、天災危険担保特約および協定書等)に基づき運営されます。

(2) 補償内容

①主な支払事由(保険金をお支払いする場合)

被保険者の方が、保険対象期間中に、病気やケガにより「その方の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(具体的には、入院している状態、医師の指示に従い自宅療養している状態等をいいます。以下「就業障害」といいます。)」となり、その状態が免責期間(30日)を超えて継続した場合に、31日目以降の就業障害の期間1か月(※1)につき、加入者証記載のてん補期間を限度として、保険金月額(※2)をお支払いします。

なお、免責期間を超える就業障害が終了した後、6か月以内に同一の原因による就業障害が再発した場合は、これらを同一の就業障害とみなします。

(※1)1か月に満たない端日数のあるときは、日割(1か月を30日として計算)でお支払いします。

(※2)実際にお支払いする保険金月額は、次のとおりです。

【お支払いする保険金月額】

実際にお支払いする保険金月額は、加入者証の「保険金月額」欄に記載された額とは異なりますのでご注意ください。

(1) 保険金支払開始初年度

免責期間の終了日の翌日から起算して、将来に向かって12か月間のローン年間返済予定額(信用金庫のローン返済分のみを対象とし、ボーナス返済分を含みます。)の12分の1となります。ただし、債務の返済の終了により、残余の返済回数が12回に満たない場合は、残余の返済回数で除した額となります。なお、50万円または就業障害開始前12か月の平均月間所得額(就労所得の平均月間額)が限度となります。

(2) 保険金支払開始後の2年度目以降

免責期間の終了日の応当日の翌日から起算して、将来に向かって12か月間のローン年間返済予定額(信用金庫のローン返済分のみを対象とし、ボーナス返済分を含みます。)の12分の1となります。ただし、債務の返済の終了により、残余の返済回数が12回に満たない場合は、残余の返済回数で除した額となります。なお、50万円または就業障害開始前12か月の平均月間所得額(就労所得の平均月間額)が限度となります。

(注1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときは、その影響がなかった場合に相当する損害額を決定して保険金を支払います。

(注2) あらかじめローン返済額の変更が予定されている場合を除き、保険金支払の対象期間(免責期間(30日)を含みます。)中にローン返済額を変更されても、保険金のお支払年度ごとにお受け取りになる保険金の額は変更されません。

(注3) 本保険は、ローン返済額を限度として保険金を被保険者の方へお支払いするものであり、被保険者の方の債務の返済を免除または代位するものではありません。

②主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

主な場合のみを記載しています。詳しくは代理店、共栄火災、またはコールセンターまでお問い合わせください。

(イ) 次の事由による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 故意または重過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 麻薬等の使用
- 核燃料物質の放射性等
- 妊娠、出産、早産または流産
- 発熱等の他覚的症候のない感染

○精神障害(うつ病(※)、統合失調症、自閉症、認知症 …など)

○むちうち症などの症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的 he 覚所見のないもの

○自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔運転

○戦争、暴動等(テロ行為によって生じた身体障害・事故に関しては特約により保険金のお支払対象としています。) …など

(※) 小脳動脈の閉塞等を原因としたうつ病は保険金のお支払対象です。

(ロ) 保険対象期間の開始前に被った病気やケガによる就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。

(注) ご加入の際に、被保険者(代理人を含みます。)に詐欺(未遂を含みます。)の行為があったときは、ご加入は無効となり、保険金をお支払いしません。

2. 保険対象期間(保険のご加入期間)

融資実行日または加入承諾日のいずれか遅い日からローン完済月の1日まで(ただし、脱退事由・失効事由に該当した場合は、当該脱退事由・失効事由の保険責任の終了日まで)。

(※) 債務返済支援保険は、毎年10月1日から翌年10月1日までの1年間を保険期間とする団体契約です。加入初年度については、ご加入日から翌10月1日午後4時までの補償(ご加入日が10月1日以外の場合は、中途加入となります。)となり、加入2年度目以降については、毎年10月1日午後4時から翌年10月1日午後4時までの補償となります。なお、上記期間までを限度に、加入は自動的に継続されます。

3. 脱退・失効となる場合(脱退事由・失効事由)

本保険から脱退・失効となる場合および保険責任の終了日は次のとおりです。

脱退となる場合	保険責任の終了日	保険金のお支払いが開始している場合のてん補期間の終了日
債務を約定返済したとき	完済日の属する月の1日	完済日まで
債務を繰上返済したとき	完済日	完済日まで
ローン契約が取消・解除されたとき	取消・解除日	取消・解除日まで
被保険者の方が満80歳へ到達したとき	満80歳到達日の属する月の1日	満80歳到達日まで
被保険者の方の希望により脱退したとき	脱退日	てん補期間の終了日まで
保険料の払込がなかったとき	当該保険料の口座振替日の属する年の10月1日	—
失効となる場合	保険責任の終了日	保険金のお支払いが開始している場合のてん補期間の終了日
保険金支払の原因以外の原因により、所得を得る業務に従事しなくなったとき	所得を得る業務に従事しなくなった日	所得を得る業務に従事しなくなった日まで

4. 引受条件(保険金月額)

保険金月額の設定につきましては、次のとおりとなります。詳しくは代理店、共栄火災、またはコールセンターまでお問い合わせください。また、実際にご加入いただくにあたってのお客さまの保険金月額については、加入依頼書兼告知書をご確認ください。

①保険金月額は、保険対象期間の開始日から起算して将来に向かって12か月間のローン年間返済予定額(信用金庫のローン返済分のみを対象とし、ボーナス返済分を含みます。)の12分の1となります。なお、50万円が限度となります。

②お支払いする保険金は、1か月につき就業障害開始前12か月の平均月間所得額(就労所得の平均月間額)が限度となります。したがって、保険金月額が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金はお支払いできません。本保険への加入の検討の際は、被保険者の方の所得額にご注意ください。

5. 保険料

保険料は保険金月額などにより決定されます。具体的な金額につきましては代理店または共栄火災までお問い合わせください。また、実際にご加入いただくにあたってのお客さまの保険料は、代理店にて加入依頼書兼告知書に記入されたものとなりますので必ずご確認ください。

6. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、「一時払」となります。加入初年度については、翌10月1日までの月割で計算した額を窓口振込によりお支払いいただき、加入2年度目以降は毎年12月26日(休日の場合は翌営業日)にローン返済口座よりお引き落としさせていただきます。

7. 満期返れい金・契約者配当金等

債務返済支援保険には、満期返れい金や契約者配当金はありません。

8. 解約返れい金の有無

ご加入後、本制度よりの脱退(解約)を希望される場合は、代理店または共栄火災までご連絡ください。脱退(解約)の条件によっては、保険会社の定めるところにより保険料を返還、または翌10月1日までの未払込保険料を請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、保険は是非継続されることをご検討ください。詳しくは、代理店、共栄火災またはコールセンターまでお問い合わせください。

保険商品・その他サービスに関するお問い合わせは

保険商品・その他サービスに関するコールセンター
0120-284-506 (フリーダイヤル)
携帯電話・自動車電話・PHSからもご利用いただけます。
受付時間: 平日の午前9時～午後6時(土日・祝日・年末年始を除く)

もしも事故が起こったら…

共栄火災事故受付専用コールセンター
0120-494-599 (フリーダイヤル)
携帯電話・自動車電話・PHSからもご利用いただけます。
受付時間: 24時間365日対応しております

保険に関する苦情・相談は

共栄火災への相談・苦情・お問い合わせは、共栄火災の「お客様相談室」にご連絡ください。
0120-719-250 (フリーダイヤル)
携帯電話・自動車電話・PHSからは、03-3504-0131(大代表)をご利用ください。
受付時間: 平日の午前9時～午後6時(土日・祝日・年末年始を除く)
大代表の受付時間は午後5:30までとさせていただきます。

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行なう機関の紹介もいたします。
0120-107-808 (フリーダイヤル)
携帯電話・自動車電話・PHSからは、03-3255-1306をご利用ください。
受付時間: 平日の午前9時～午後6時

重要事項説明書

注意喚起情報のご説明

債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険
(信用金庫債務返済支援保険)

●債務返済支援保険のお申し込みの際に、ご加入者の不利益になる事項など、特にご確認いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しております。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容を確認くださいますようお願いいたします。本書面は、債務返済支援保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しい内容・ご不明な点につきましては、代理店、共栄火災、またはコールセンターまでお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

個人契約の場合、一定の条件のもとに、加入のお申し込み後であっても加入のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができますが、債務返済支援保険は(社)全国信用金庫協会が保険契約者となる団体契約です。したがって、加入のお申し込み後にクーリングオフを行うことはできませんので、十分ご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 申込時の注意事項(加入依頼書兼告知書の記入上の注意事項)

- ①保険をお申し込みいただく方(ご加入者)には、お申し込みの時に重要な事項を申し出いただく義務(告知義務)があります。加入依頼書兼告知書に記入された内容が事実と違っている場合には、保険が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。特に保険の対象となる方(以下「被保険者」といいます)の健康状態や満年齢、ご職業等に十分ご注意ください。
- ②被保険者が、他の所得補償保険契約に加入されている場合には、「告知事項」欄にその内容を必ずご記入ください。
- ③被保険者は、保険期間の初日において満18歳以上満70歳以下(継続加入(加入2年度目以降)の場合は、保険期間の初日において満18歳以上満79歳以下)の就労所得のある方に限ります。
- ④ご加入の際は、加入依頼書兼告知書の「告知事項」欄にご回答いただきます。「告知事項」欄には現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくご記入ください。代理店や共栄火災営業社員に口頭でお話しされても告知されたことにはなりませんので、必ず「告知事項」欄にご記入いただきますようお願いいたします。
- ⑤加入依頼書兼告知書の「告知事項」欄にご記入いただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。また、記入された内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

(2) 加入後の留意事項(通知義務等)

ご加入後、次の変更が生じる場合には、必ず事前に加入の申し込みをされた代理店または共栄火災にご連絡ください。ご連絡がない場合には、変更後に生じた身体障害による就業障害について保険金をお支払いできないことや、保険が解除されることがあります。また、変更内容によっては、債務返済支援保険への継続加入ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ①他の所得補償保険契約に加入される場合
- ②加入依頼書兼告知書にご記入の職業・職種が変更となる場合またはお仕事を辞められる場合
- ③平均月間所得額(就労所得の平均月間額)が減少する場合
- ④債務の更改があった場合(※) ……など

(※)債務の更改があった場合は、再度ご加入の手続きが必要となります(更改前にご加入いただいていた債務返済支援保険からの継続的な補償はできません。)。また、再加入のお手続きの際は、加入依頼書兼告知書の「告知事項」欄に改めてご回答いただき、記入された内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

3. 責任開始期

- ①保険責任は、保険期間の初日の午前0時(加入の申し込みと同日の場合は、保険会社の加入承諾後)に開始します。
- ②保険料は、ご加入と同時に振込みください。万一お振込みがない場合は、保険期間が始まった後であっても、加入の申し込みをされた代理店または共栄火災が保険料を領収する前に生じた身体障害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な事由)

主な場合のみを記載しています。詳しくは代理店、共栄火災、またはコールセンターまでお問い合わせください。

- (イ) 次の事由による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。
- | | |
|---|-------------------|
| ○故意または重過失 | ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 |
| ○麻薬等の使用 | ○核燃料物質の放射性等 |
| ○妊娠、出産、早産または流産 | ○発熱等の他覚的症状のない感染 |
| ○精神障害(うつ病(※)、統合失調症、自閉症、認知症 ……など) | |
| ○むちうち症などの症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの | |
| ○自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔運転 | |
| ○戦争、暴動等(テロ行為によって生じた身体障害・事故に関しては特約により保険金のお支払対象としています。) | ……など |
- (※)小脳動脈の閉塞等を原因としたうつ病は保険金のお支払対象です。

(ロ) 保険対象期間の開始前に被った病気やケガによる就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。

(注)ご加入の際に、被保険者(代理人を含みます。)に詐欺(未遂を含みます。)の行為があったときは、ご加入は無効となり、保険金をお支払いしません。

5. 加入2年度目以降の保険料と払込免除の取扱い

(1) 加入2年度目以降の保険料

- ①加入2年度目以降の保険料は、毎年12月26日(※)に、ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。万一、保険料をお引き落としできなかった場合は、翌年1月26日(※)にお引き落としさせていただきます。1月26日(※)にお引き落としできなかった場合は、本保険から脱退となり、前年10月1日以降に生じた保険事故につきまして保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

なお、保険料のお引き落としと保険責任との関係の概略は次のとおりとなります。

	振替日(12月26日(※)) における振替結果	再振替日(1月26日(※)) における振替結果	保 険 責 任
事例1	○	—	通常どおり保険金をお支払いします。
事例2	×	→ ○	通常どおり保険金をお支払いします。
事例3	×	→ ×	前年10月1日以降に生じた保険事故について、保険金をお支払いしません。

(※) 休日の場合は翌営業日となります。

- ②ローン返済額を変更された場合は、次の12月26日(休日の場合は翌営業日)より、毎年お引き落としさせていただく保険料を自動的に変更させていただきます。なお、ローン返済額の変更に伴う保険料の返還または請求はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- また、保険料につきましては毎年10月1日を基準日として見直しを行いますので、ローン返済額に変更がない場合であってもお支払いいただく保険料が変更されるときがあります。併せてご了承ください。

(2) 保険料の払込免除の取扱い

12月26日(休日の場合は翌営業日)の引落日が保険金の支払対象期間中である場合、当該年度の保険料につきまして払込が免除されます。(保険料を引き落した場合は返還いたします。)

6. 解約と解約返れい金

ご加入後、本保険よりの脱退(解約)を希望される場合は、代理店または共栄火災までご連絡ください。脱退(解約)の条件によっては、保険会社の定めるところにより保険料を返還、または翌10月1日までの未払込保険料を請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、保険は是非継続されることをご検討ください。

7. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

8. 代理請求制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金の支払を受けるその被保険者の代理人がいなく、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を共栄火災に申し出て、共栄火災の承認を受けたうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

その他ご注意ください

1. 加入後の留意事項

- ①加入者証および生命保険料控除証明書は大切に保管してください。生命保険料控除証明書は、生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、加入者証とともに保管してください。
- ②ご加入者の住所などを変更される場合には、加入の申し込みをされた代理店または共栄火災までご通知いただきますようお願い申し上げます。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

2. 万一保険金をお支払いする事由が発生した場合には

- ①保険期間中に保険金をお支払いする就業障害が発生した場合には、その日を含めて30日以内に加入の申し込みをされた代理店または共栄火災にご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を支払うことができない場合がありますのでご注意ください。
- ②保険金のご請求にあたっては、所定の書類を提出していただきますので、加入の申し込みをされた代理店、共栄火災、またはコールセンターにお問い合わせください。
- ③保険金請求権については、時効(2年)がありますのでご注意ください。

3. 団体契約のご説明

債務返済支援保険は、(社)全国信用金庫協会が保険契約者となる団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は(社)全国信用金庫協会が有します。また、保険会社との間の契約条件を決定・変更する権利(例えば、補償内容や保険料の水準を決定・変更する権利など)も(社)全国信用金庫協会が有します。

4. 共同保険のご説明

債務返済支援保険は、共栄火災海上保険株式会社を幹事保険会社（引受割合50%）、株式会社損害保険ジャパンを非幹事保険会社（引受割合50%）とする共同保険契約です。

複数の保険会社による共同保険契約につきましては、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払い、その他の業務や事務を行います。

5. お客さまに関する情報の取扱いについて

(1) 告知事項以外

この保険契約の加入に際してご提供いただいた情報（告知事項を除きます。）につきましては、（社）全国信用金庫協会およびその会員信用金庫（以下「（社）全国信用金庫協会等」といいます。）から共栄火災海上保険株式会社（共同保険契約の場合は、他の引受保険会社も含まれます。）に提供されます。また、保険料や保険金の算出に必要なローン契約の内容（融資実行日、返済期間、年間返済予定額、口座情報等）は、（社）全国信用金庫協会の会員信用金庫から共栄火災に提供されます。

(2) 告知事項

共栄火災は、この保険契約の加入に際してご提供いただいた告知事項に関する情報について、加入審査、保険金支払の判断に利用させていただくほか、下記「(3) 共栄火災における情報の取り扱いについて」記載の範囲内において、利用させていただくことがあります。

(3) 共栄火災における情報の取り扱いについて

①情報の利用目的について

共栄火災は、（社）全国信用金庫協会等から提供された情報および告知事項について、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただくことがあります。

- 保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供
- 保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
- 共栄火災、そのグループ会社・団体または提携先の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供

②情報の第三者提供について

共栄火災は、（社）全国信用金庫協会等から提供された情報および告知事項について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

- 上記①に定める利用目的の範囲内において、グループ会社・団体または提携先企業等と共同利用する場合
- 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
- 再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
- 質権設定・変更・抹消等の質権にかかわる事務・管理に必要な範囲内の情報を質権者等に提供する場合（本項目は質権が設定されている契約にのみ適用されます。）
- 保険金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供する場合

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ (<http://www.kyoeikasai.co.jp/>) をご覧ください。

●ご注意

- 「しんきんグッドサポート」は、債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険の愛称です。
- 当金庫で取り扱う債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- この保険契約のお申込みの有無が、当金庫とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、代理店または共栄火災までお問い合わせください。
- ご契約の際には「加入依頼書兼告知書」の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。
- お支払いいただいた基本補償部分の保険料のうち、所定の額については、所得税法・地方税法上の「生命保険料控除」の対象となります。（2008年4月現在）
- ご加入後に加入者証・生命保険料控除証明書を郵送いたします。ご加入後1か月を経過しても加入者証・生命保険料控除証明書が届かない場合には、お手数ですが、代理店または共栄火災へお問い合わせください。

（2008年4月版）

引受保険会社

（幹事保険会社）

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL. 03-3504-0131

ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

（非幹事保険会社）

株式会社 損害保険ジャパン

取扱代理店